# 取得できるＩＤの種類

医療・福祉業界の場合、以下のルールで複数のIDを利用することができます。

## １）法人単位でＩＤを取得する以外に、各施設（事業所）単位で取得できます。

**Q　複数施設を運営しているが、法人として一括して求人票を作成したい。**

A　「医療法人●●●●」「社会福祉法人▲▲▲▲」など、法人単位のＩＤでご利用ください。
法人単位のＩＤは１つのみ取得でき、会社名は法人名のみの表記となります。
複数の職種を同時募集する場合は、Ｐ２の職種単位のＩＤを取得するか、
法人単位ＩＤで全職種を記載した求人票を作成してください。

**Q　複数施設を運営しており、それぞれの施設毎に求人票を作成したい。**

A　「医療法人●●●●　ＡＡ病院」、「社会福祉法人▲▲▲▲　ＢＢ保育園」など、
施設単位のＩＤでご利用下さい。施設単位のＩＤを取得する場合は、「会社名」を
上記例のように施設名まで含めた名称でご登録ください。
（※雇用主となる法人名は省略できません）
なお「ＡＡ保育園/ＢＢ保育所」のように、複数施設連名のＩＤは取得できません。
複数施設を一括募集する場合は、法人ＩＤをご利用下さい。

**・ＩＤを取得後に「法人ＩＤ⇆施設ＩＤ」や「別施設のＩＤ」へ社名変更は行えません。別途、それぞれのＩＤを新規で取得してください。**
**・それぞれのＩＤは独立していますので、同法人であってもＩＤ間をまたぐ求人票の複写は行えません。**

## 2）特定の職種については、各職種単位でＩＤを取得できます。

**Q 採用条件の異なる複数の職種を募集するため、職種毎に求人票を作成したい。**

A 以下の職種は「職種単位のＩＤ」を取得して、求人票を別に作成することができます。
職種単位のＩＤは「会社名」の最後に「職種名称」が表示されます。

| ID職種名称（固定） | 補足 |
|---|---|
| リハビリ職 | ※理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の個別取得は不可 |
| 看護職 | ※看護師、助産師、保健師の個別取得は不可 |
| 栄養士職 | ※管理栄養士、栄養士、調理士の個別取得は不可 |
| 心理職 | ※認定心理士、臨床心理士などの個別取得は不可 |
| 保育職 | ※「保育事業」のみの事業者の取得は不可 |
| 薬剤師 | |
| 臨床検査技師 | |
| 臨床工学技士 | |
| 視能訓練士 | |
| 診療放射線技師 | |
| 歯科衛生士 | |
| 救急救命士 | |
| 精神保健福祉士 | |
| 診療情報管理士 | |

職種単位のＩＤを取得する場合は、「会社名」欄で法人名あるいは施設名の後に、
一覧の「ＩＤ職種名称」を入力して申請してください。
（例：医療法人●●●●　リハビリ職）
（※職種名の入力が無い場合、通常のＩＤが発行されます）

**・一覧に記載のない職種は、職種単位のＩＤを取得できません。法人ＩＤあるいは施設ＩＤをご利用いただき、各職種の条件をまとめて記載して下さい。**
**・職種単位のＩＤは、必ず該当の職種でご利用下さい。名称と異なる職種の求人票を送信した場合、閲覧されにくくなります。**
**・ＩＤを取得後に、「職種ＩＤ⇆職種単位ではないＩＤ」や「別職種のＩＤ」へ社名変更は行えません。別途、それぞれのＩＤを新規で取得してください。**
**・それぞれのＩＤは独立していますので、同法人であってもＩＤ間をまたぐ求人票の複写は行えません。**